#### 市長提出予定案件

報告第5号

寄附金収受の報告について

議案第1号 高石市市税条例の一部を改正する条例制定について 議案第2号 高石市手数料条例の一部を改正する条例制定について 議案第3号 高石市いじめ問題対策連絡協議会条例の一部を改正する条例制定について 議案第4号 高石市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例制定について 議案第5号 高石市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例制定について 令和6年度高石市一般会計補正予算 議案第6号 令和6年度高石市国民健康保険特別会計補正予算 議案第7号 議案第8号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規 約の変更に関する協議について 工事請負契約の締結について 議案第9号 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について 人権擁護委員の候補者の推薦について 諮問第2号 令和5年度高石市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について 報告第1号 令和5年度高石市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について 報告第2号 報告第3号 令和5年度高石市水道事業会計予算繰越計算書の報告について 令和5年度高石市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について 報告第4号

行政委員会提出予定案件

監查委員報告第1号 例月現金出納検査結果報告

高石市市税条例の一部を改正する条例制定について

高石市市税条例の一部を改正する条例を裏面のとおり制定する。

令和6年6月13日提出高石市長畑中政昭

提案理由 地方税法等の一部改正に伴い、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第 96 条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

### 高石市市税条例の一部を改正する条例

高石市市税条例(昭和59年高石市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「若しくは金銭」を削り、同項第9号を次のように改める。

(9) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第24条第2項中「又は金銭」を削り、「特定公益信託」を「公益信託」に改め、同条第4項中「又は金銭」を削り、「指定寄附金等」を「指定寄附金」に、「特定公益信託」を「公益信託」に改め、同条第5項中「指定寄附金等報告書」を「指定寄附金報告書」に改め、同条第6項中「指定寄附金等」を「指定寄附金」に改め、同条第8項中「指定寄附金等」を「指定寄附金」に改め、「又は金銭」を削る。

附則第10条の2を次のように改める。

第10条の2 削除

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の属する 年の翌年の1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後の高石市市税条例第24条第1項(第9号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第9号中「寄附金」とあるのは、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」とする。

### 高石市市税条例新旧対照表

(寄附金税額控除)

第24条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる 寄附金又は次に掲げる寄附金(第1号から第8号まで及び第10号に掲げるものに関しては、 市内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金であつて市民の福祉の増進 に寄与するものであるとして市長が指定するものに限り、第9号に掲げるものに関しては、 受益の範囲が市内にあつて市民の福祉の増進に寄与するものであるとして市長が指定する ものに限る。)を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税 義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当 該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。) をその者の第21条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。こ の場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割 の額に相当する金額とする。

新

(1)~(8) 略

(9) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

(10) 略

2 前項に規定する寄附金の支出に係る市長の指定は、規則で定めるところにより寄附金の支 出を受領する法人若しくは団体又は<u>公益信託</u>の受託者からの申請に基づいて行うものとす る。

#### 3 略

- 4 市長の指定を受けた寄附金の支出(以下この条において「<u>指定寄附金</u>」という。)を受領する法人若しくは団体又は<u>公益信託</u>の受託者(以下この条において「法人等」という。)は、第2項の規定による申請の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に報告しなければならない。
- 5 法人等は、毎年3月15日までに、規則で定めるところにより<u>指定寄附金報告書</u>その他の書類を市長に提出しなければならない。
- 6 市長は、<u>指定寄附金</u>が第1項に規定する指定の要件に該当しなくなつたとき又は法人等がこの条例による寄附金税額控除に関して不正な行為を行つたときは、指定を取り消すものとする。

7 略

(寄附金税額控除)

第24条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる 寄附金又は次に掲げる寄附金<u>若しくは金銭</u>(第1号から第8号まで及び第10号に掲げるもの に関しては、市内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金であつて市民の 福祉の増進に寄与するものであるとして市長が指定するものに限り、第9号に掲げるものに 関しては、受益の範囲が市内にあつて市民の福祉の増進に寄与するものであるとして市長が 指定するものに限る。)を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当 該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつ ては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」と いう。)をその者の第21条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものと する。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当 該所得割の額に相当する金額とする。

旧

(1)~(8) 略

(9) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭

(10) 略

2 前項に規定する寄附金<u>又は金銭</u>の支出に係る市長の指定は、規則で定めるところにより寄 附金<u>又は金銭</u>の支出を受領する法人若しくは団体又は<u>特定公益信託</u>の受託者からの申請に 基づいて行うものとする。

3 略

- 4 市長の指定を受けた寄附金<u>又は金銭</u>の支出(以下この条において「<u>指定寄附金等</u>」という。) を受領する法人若しくは団体又は<u>特定公益信託</u>の受託者(以下この条において「法人等」という。)は、第2項の規定による申請の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に報告しなければならない。
- 5 法人等は、毎年3月15日までに、規則で定めるところにより<u>指定寄附金等報告書</u>その他の 書類を市長に提出しなければならない。
- 6 市長は、<u>指定寄附金等</u>が第1項に規定する指定の要件に該当しなくなつたとき又は法人等 がこの条例による寄附金税額控除に関して不正な行為を行つたときは、指定を取り消すもの とする。

7 略

- 8 第2項の申請があつた日の属する年の1月1日から<u>指定寄附金</u>の指定を受けた日までの間の寄附金の支出(第1項に規定する指定の要件に係るものに限る。)は、<u>指定寄附金</u>とみなす。
- 9 略

附則

第10条の2 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後の高石市市税条例第24条第1項(第9号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第9号中「寄附金」とあるのは、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」とする。

- 8 第2項の申請があつた日の属する年の1月1日から<u>指定寄附金等</u>の指定を受けた日までの間の寄附金<u>又は金銭</u>の支出(第1項に規定する指定の要件に係るものに限る。)は、<u>指定</u> 寄附金等とみなす。
- 9 略

附則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第10条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

÷¥÷	案第	$\circ$	
<b>∃</b> 71€	外形	2	<del></del>
næv.	<del>* 7</del> 7	$\sim$	$\neg$

高石市手数料条例の一部を改正する条例制定について

高石市手数料条例の一部を改正する条例を裏面のとおり制定する。

令和6年6月13日提出高石市長畑中政昭

提案理由 介護保険法の一部改正に伴い、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第 96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

### 高石市手数料条例の一部を改正する条例

高石市手数料条例(平成12年高石市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表45の部介護保険指定居宅サービス事業者等の指定(更新)の款に次のように加える。

居宅介護支援及び介護予防支援の同時申請(これらのサー 1件につき 10,000円 ビスを同一の事業所において提供する場合に限る。)

附則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

### 高石市手数料条例新旧対照表

	新				旧	
(=	手数料の種類、金額等)		(	手数料の種類、	金額等)	
育2∮	条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする		第2	条 手数料の種	類及び金額は、次のとおりとする	3.
	手数料の種類	金額			手数料の種類	金額
略	略	略	略		略	略
15	略略	略	45	略	略	略
	介護保険指定略	略		介護保険指定	略	略
	居宅サービス 介護予防支援	1件につき 10,000円		居宅サービス	介護予防支援	1件につき 10,000円
	事業者等の指居宅介護支援及び介護予防支援	の同時申 1件につき 10,000円		事業者等の指		
	定(更新) 請(これらのサービスを同一の			定 (更新)		
	おいて提供する場合に限る。)					
略	略	略	略		略	略
2	 略		2	<del></del>		

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

高石市いじめ問題対策連絡協議会条例の一部を改正する条例制定について

高石市いじめ問題対策連絡協議会条例の一部を改正する条例を裏面のとおり制定する。

令和6年6月13日提出高石市長畑中政昭

提案理由 大阪府岸和田子ども家庭センターが大阪府貝塚子ども家庭センターに移転されたこと等に伴い、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

### 高石市いじめ問題対策連絡協議会条例の一部を改正する条例

高石市いじめ問題対策連絡協議会条例(平成28年高石市条例第4号)の一部を次のよう に改正する。

第3条第2項を次のように改める。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから高石市教育委員会(以下「教育委員会」という。) が委嘱又は任命する。
  - (1) 市立小学校及び中学校の校長
  - (2) 関係行政機関の職員
  - (3) 公共的団体の代表者
  - (4) 本市の職員
  - (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第3号参考資料

## 高石市いじめ問題対策連絡協議会条例新旧対照表

新	旧
(組織)	(組織)
第3条 略	第3条 略
2 委員は、次に掲げる者のうちから高石市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委	2 委員は、次に掲げる機関に所属する職員、学識経験者その他高石市教育委員会(以下「教
<u>嘱又は任命する。</u>	育委員会」という。) が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。
(1) 市立小学校及び中学校の校長	<u>(1)</u> 教育委員会事務局
(2) 関係行政機関の職員	(2) 高石市立小中学校長会
(3) 公共的団体の代表者	(3) 大阪府岸和田子ども家庭センター
<u>(4)</u> 本市の職員	<u>(4)</u> 高石市民生委員児童委員協議会
(5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者	(5) 高石市保健福祉部
	<u>(6)</u> 社会福祉法人高石市社会福祉協議会
	<u>(7)</u> 大阪府和泉保健所
	(8) 一般社団法人高石市医師会
	<u>(9) 大阪府高石警察署</u>
	<u>(10)</u> 大阪法務局堺支局
	(11) 堺人権擁護委員協議会高石市地区委員会
附則	
この条例は、公布の日から施行する。	

高石市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例制定について

高石市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を裏面のとおり制定する。

令和6年6月13日提出高石市長畑中政昭

提案理由 工業専用地域における特定工場の緑地面積率及び環境施設面積率を緩和し、 企業の設備投資を促進するため、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第 96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

### 高石市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

高石市工場立地法に基づく準則を定める条例(平成28年高石市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条の2第2項」を「第4条の2第1項」に改める。

第3条中「第4条の2第2項」を「第4条の2第1項」に改め、同条の表都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の工業専用地域の項中「100分の10」を「100分の5」に、「100分の15」を「100分の10」に改める。

本則に次の1条を加える。

(環境の保全)

第6条 この条例の適用を受ける特定工場においては、環境の保全に資する事業活動を実施するよう努めなければならない。

附則第2項中「0.1」を「0.05」に、「0.15」を「0.1」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

### 高石市工場立地法に基づく準則を定める条例新旧対照表

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法(昭和34年法律第24号。以下「法」という。)第4条の2第 | 第1条 この条例は、工場立地法(昭和34年法律第24号。以下「法」という。)第4条の2第 1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則 を定めるものとする。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

れぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

	40 (400) 固慎の (400) (500) (600) (600) (600)					
	区域	緑地の面積の敷地面積に	環境施設の面積の敷地面			
		対する割合(以下「緑地面	積に対する割合			
		積率」という。)				
	都市計画法(昭和43年法律第100号)	100分の5以上	100分の10以上			
	第8条第1項第1号の工業専用地					
	域					

#### 第5条 略

(環境の保全)

第6条 この条例の適用を受ける特定工場においては、環境の保全に資する事業活動を実施す るよう努めなければならない。

附 則

1 略

(経過措置)

2 昭和49年6月28日までに設置され、又は設置のための工事が行われた特定工場において生 2 昭和49年6月28日までに設置され、又は設置のための工事が行われた特定工場において生 産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少に係る変更を除く。)が行われるときは、第3 条の規定にかかわらず、工場立地に関する準則(平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通 商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。) (備考) 1の二及び三並びに法準 則(備考)3の一及び二の規定を準用する。この場合において、法準則(備考)1の二中「0.2」 とあるのは「0.05」と、法準則(備考)1の三中「0.25」とあるのは「0.1」と、法準則(備 考) 3の一中「0.2」とあるのは、「0.05」と、法準則(備考) 3の二中「0.25」とあるの は「0.1」と読み替えるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(趣旨)

2項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則 を定めるものとする。

旧

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 法第4条の2第1項に規定する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそ 第3条 法第4条の2第2項に規定する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそ れぞれの両籍の動地面籍に対する割合け 次の表のとおりとする

40 C 40 V C M 1						
区域	緑地の面積の敷地面積に	環境施設の面積の敷地面				
	対する割合 (以下 「緑地面	積に対する割合				
	積率」という。)					
都市計画法(昭和43年法律第100号)	100分の10以上	<u>100分の15</u> 以上				
第8条第1項第1号の工業専用地						
域						

第5条 略

附則

1 略

(経過措置)

産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少に係る変更を除く。)が行われるときは、第3 条の規定にかかわらず、工場立地に関する準則(平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通 商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。) (備考) 1の二及び三並びに法準 則(備考)3の一及び二の規定を準用する。この場合において、法準則(備考)1の二中「0.2」 とあるのは「0.1」と、法準則(備考)1の三中「0.25」とあるのは「0.15」と、法準則(備 考) 3の一中「0.2」とあるのは、「0.1」と、法準則(備考)3の二中「0.25」とあるのは 「0.15」と読み替えるものとする。

議案第	$\sim$	-
	.,	$\overline{}$

高石市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例制定について

高石市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例を裏面のとおり制定する。

令和6年6月13日提出高石市長畑中政昭

提案理由 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

### 高石市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

高石市空家等対策協議会条例(平成30年高石市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

第2条第1号中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条第2号中「第14条」 を「第13条に規定する管理不全空家等に対する措置及び法第22条」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 高石市空家等対策協議会条例新旧対照表

新	旧
(設置)	(設置)
第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)	第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)
<u>第8条第1項</u> の規定に基づき、高石市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。	<u>第7条第1項</u> の規定に基づき、高石市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。
(所掌事務)	(所掌事務)
第2条 協議会は、次に掲げる事務について協議する。	第2条 協議会は、次に掲げる事務について協議する。
(1) 法第7条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。	(1) 法 <u>第6条第1項</u> に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
(2) 法第13条に規定する管理不全空家等に対する措置及び法第22条に規定する特定空家等	(2) 法 <u>第14条</u> に規定する特定空家等に対する措置に関すること。
に対する措置に関すること。	
附則	
この条例は、公布の日から施行する。	

議案第6号

令和6年度高石市一般会計補正予算

## 令和6年度高石市一般会計補正予算

令和6年度の高石市一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 485,603千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28,064,528千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出 予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により繰越して使用することのできる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年6月13日提出 高石市長畑中政昭

## 第1表 歲入歲出予算補正

# 歳 入

(単位:千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
14. 国庫支出金		5, 934, 234	160, 882	6, 095, 116
	2. 国庫補助金	1, 446, 526	160, 882	1, 607, 408
17. 寄附金		66,000	100	66, 100
	1. 寄附金	66,000	100	66, 100
18. 繰入金		1, 248, 672	77, 321	1, 325, 993
	2. 基金繰入金	1, 217, 249	77, 321	1, 294, 570
21. 市債		1, 466, 300	247, 300	1, 713, 600
	1. 市債	1, 466, 300	247, 300	1, 713, 600
歳	合 計	27, 578, 925	485, 603	28, 064, 528

## 歳出

(単位:千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3. 民生費		12, 786, 251	28, 778	12, 815, 029
	1. 社会福祉費	6, 089, 025	2, 278	6, 091, 303
	2. 児童福祉費	4, 646, 701	26, 500	4, 673, 201
4. 衛生費		2, 196, 777	52, 180	2, 248, 957
	1. 保健衛生費	1, 426, 868	52, 180	1, 479, 048
8. 土木費		3, 807, 423	404, 645	4, 212, 068
	5. 都市計画費	3, 316, 667	404, 645	3, 721, 312
歳   出	合計	27, 578, 925	485, 603	28, 064, 528

## 第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
土木費	都市計画費	南海中央線整備事業	456,137

# 第3表 債務負担行為補正

## 1. 債務負担行為の廃止

事項	補工	E 前	補「	E 後
事 · 均	期間	限度額	期間	限度額
		千円		千円
南海中央線整備事業	令和7年度	164,994	_	_

# 第4表 地方債補正

### 1. 地方債の変更

起債の目的			補正前					補正後		
たり貝のカロロリ	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
街路整備事業	千円 270,400	普通貸借 又は 証券発行	年7.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府 銀行 その他	30年以内(内据 置5年以内)年期 又は半年職、年年 以等等は半年遺、近 では等には、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	千円 517,700	普通負債	年7.0%以内(ただし、利率見直し、利率見直り入れる政府資金及び地方公共団体金融で大型強定の見直を行った、当該見において、利率)	政府 銀行 その他	30年以内(内据置5年以内)(内据置5年以内)年賦又は半年賦元財元は半年賦元財政等賞量、年元武功等等では、第一次のののでは、第一次ののののでは、第一次のののでは、第一次のののでは、第一次のののでは、第一次ののという。

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 括

入

_ 歳 入			(単位:千円)
款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
14. 国庫支出金	5, 934, 234	160, 882	6, 095, 116
17. 寄附金	66, 000	100	66, 100
18. 繰入金	1, 248, 672	77, 321	1, 325, 993
21. 市債	1, 466, 300	247, 300	1, 713, 600
歳 入 合 計	27, 578, 925	485, 603	28, 064, 528

歳 出 (単位: 千円)

//3/X E									
						補 正	額の財源	京内 訳	
款	補正前の額	補 正	額	計	į.	持 定	財	原	一般財源
					国庫支出金	府支出金	地方債	その他	加 別 別
3. 民生費	12, 786, 251	2	8, 778	12, 815, 029	17, 600	0	(	100	11, 078
4. 衛生費	2, 196, 777	5	2, 180	2, 248, 957	51, 045	0	(	0	1, 135
8. 土木費	3, 807, 423	40	4, 645	4, 212, 068	92, 237	0	247, 300	0	65, 108
歳 出 合 計	27, 578, 925	48	5,603	28, 064, 528	160, 882	0	247, 300	100	77, 321

## 2 歳 入

(款)	14. 国庫支出金	(項)	2. 国庫補助金	È		(単位:千円)

								<i>⊱</i> <del>/-</del>					
Ħ	補正前の額	補	正	額	計			即			章召	明	
	1冊111月17月	THI	111-	帜	PΙ		区	分	金	額	IDE	17)	
2. 民生費国庫補助	253, 407		17	, 600	271, 007	2.	児童	福祉費補助			就学前教育・保育施設整備交付金		17,600
金							金						
3. 衛生費国庫補助	91, 176		51	, 045	142, 221	1.	保健	衛生費補助		51,045	新型コロナウイルスワクチン接種助成金		51, 045
金							金						
5. 土木費国庫補助	439, 481		92	, 237	531, 718	1.	都市	計画費補助		92, 237	社会資本整備総合交付金(街路整備関連)		92, 237
金							金						
計	1, 446, 526		160	, 882	1,607,408								

(水) 11. 时间亚 (水) 1. 时间亚	(款)	17.	寄附金	(項)	1.	寄附金	
------------------------	-----	-----	-----	-----	----	-----	--

1. 指定寄附金	66, 000	100	66, 100	1. 指定寄附金	100	松の実園指定寄附金	100
計	66,000	100	66, 100				

#### (款) 18. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

(小八) 10· 小木/ <u>小</u>	(「泉) 4.	坐 亚   木 / 、 亚				
1. 財政調整基金繰	984, 697	77, 321	1, 062, 018	1. 財政調整基金繰	77,321 財政調整基金繰入金	77, 321
入金				入金		
計	1, 217, 249	77, 321	1, 294, 570			

(款) 21. 市債 (項) 1. 市債

3. 土木債	831, 200	247, 300	1, 078, 500	2. 都市計画債	247, 300	南海中央線新設事業債	247, 300
計	1, 466, 300	247, 300	1, 713, 600				

## 3 歳 出

_(款) 3. 民生	上費 (項)		1. 社	:会福祉費												(単位:千円)
						補正	頁の財源	(内訳				節				
目	補正前の額	補	正	預 計	特	定	財	源	一般財源		区	分	<u> </u>	額	説	明
					国庫支出金	府支出金	地方債	その他	一放的你			$\pi$	金	領		
2. 障害者福祉	2, 516, 919		1, 78	0 2, 518, 699					1, 780	21.	補償	・補填		1,780	障害者福祉措	:置費 1,780
費											及び	賠償金				補填及び賠償金
																1, 780
															障がい者	相談支援事業に係
															る補償金	1,780
3. 老人福祉費	188, 120		49	8 188, 618					498	12.	委託	料		498	老人福祉措置	費 498
															12 委託料	498
															福祉バス	実証実験運行業務
															委託料	498
計	6, 089, 025		2, 27	8 6, 091, 303					2, 278							

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

(水) 3. [人]		2. 764	11田1111月								
2. 保育所費	2, 582, 008	26, 400	2, 608, 408	17,600			8,800	18. 負担金補助	26, 400	施設給付費	26, 400
								及び交付金		18 負担金補助及び交	付金
											26, 400
										就学前教育・保育施	設整備
										交付金	26, 400
3. 児童発達支	213, 337	100	213, 437			100		17. 備品購入費	100	児童発達支援センター費	100
援センター										17 備品購入費	100
費										器具費	100
計	4, 646, 701	26, 500	4, 673, 201	17,600		100	8,800				

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(-0 +) 11+	<u> </u>	11.00								
2. 予防費	263, 337	52, 180	315, 517	51, 045		1, 135	10. 需用費	185	予防接種費	52, 180
									10 需用費	185
							12. 委託料	49,800	印刷製本費	185
									12 委託料	49,800

\_ (款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費 (単位:千円)

						補正8	頁の財源	内 訳				節			
目	補正前の額	補 正	額	計	特	定	財	源	一般財源		区	>	金	額	説明
					国庫支出金	府支出金	地方債	その他	一放兒伽			分	並	領	
										18.	負担	金補助		350	予防接種等委託料 49,800
											及ひ	で付金			18 負担金補助及び交付金
										19.	扶助	J費	1	1,845	350
															新型コロナウイルスワクチ
															ン接種健康被害支援金 350
															19 扶助費 1,845
															予防接種費用助成金 1,845
計	1, 426, 868	52,	180	1, 479, 048	51, 045				1, 135						

(款) 8. 土木費 (項) 5. 都市計画費

(水) 0. 上/	<b>、</b>	<b>り、</b> 相りロ	11回回 1								
2. 街路事業費	667, 232	404, 645	1, 071, 877	92, 237	247, 300	65, 108	12.	委託料	37, 597	街路整備事業費	404, 645
										12 委託料	37, 597
							14.	工事請負費	367, 048	南海中央線技術	f支援業務委
										託料	37, 597
										14 工事請負費	367, 048
										南海中央線整備	<b>青等工事費</b>
											367, 048
計	3, 316, 667	404, 645	3, 721, 312	92, 237	247, 300	65, 108					

# [I] 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額 又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事項			前年度末まで	の支出(見込)	小李左连门陵	の支出予定額	左の財源内訳					
		限度額	額		<b>ヨ</b> 談平及以降	507又田丁疋領		一般財源				
			期間	金額	期間	金額	国府支出金	地方債	その他	一		
		千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円		
	補正前	164,994			令和7年度	限度額に同じ	90,746	66,800		7,448		
南海中央線整備事業	補正後	-			-	-	-	-		-		

## [Ⅱ] 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末 及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

	区分		$\wedge$		前前年度末現在高	前年度末現在高見込額		増減見込み	当該年度末
				<b>削削</b> 平及木 <b>况</b> 仕尚	削牛及木児仕尚兄込領	当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	現在高見込額	
1.	普	通	債		16,919,902	17,025,251	1,613,600	1,238,260	17,400,591
	(6) 都	市	計	画	12,246,908	12,212,851	983,400	830,412	12,365,839
É	<u></u>		計		34,099,673	33,012,280	1,713,600	2,711,524	32,014,356

議案第7号

令和6年度高石市国民健康保険特別会計補正予算

# 令和6年度高石市国民健康保険特別会計補正予算

令和6年度の高石市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,941千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,546,358千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月13日提出 高石市長 畑 中 政 昭

# 第1表 歲入歲出予算補正

# 歳 入

(単位:千円)

款				項	補 正 前 の 額	補 正 額	計		
4. 府支出金					4, 731, 918	2, 941	4, 734, 859		
			1. 府	負担金・補助金	4, 731, 918	2, 941	4, 734, 859		
	歳	入	合	計	6, 543, 417	2, 941	6, 546, 358		

# 歳 出

(単位:千円)

	款			項	補	正前の	額	補	正	額	計
1. 総務費						118,	531			2, 941	121, 472
			1. 糸	総務管理費 ※務管理費		112,	840			2, 941	115, 781
	歳	出	合	計		6, 543,	417			2, 941	6, 546, 358

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

# 1 総 括

**最** 入

成			<u> </u>
款	補 正 前 の 額 補	正額	計
4. 府支出金	4, 731, 918	2, 941	4, 734, 859
歳 入 合 計	6, 543, 417	2, 941	6, 546, 358

歳 出 (単位: 千円)

										補正	額の	財源	、内	訳		
	衰	欠		補正前の額	補	正	額	計	4	寺 定	財	源	泵			₩₩ 日本 ※155
									国庫支出金	府支出金	地 方	債	そ	$\mathcal{O}$	他	一般財源
1. 総務	費			118, 531			2, 941	121, 472	0	2, 941		0			0	0
歳	出	合	計	6, 543, 417			2, 941	6, 546, 358	0	2, 941		0			0	0

# 2 歳 入

(款) 4. 府支出金 (項) 1. 府負担金・補助金 (単位:千円)

П	補正前の額	補	正	額	計			節			<b>≐</b> Y	ПН	
Ħ	無正削り領	衎	IE.	領	ĒΤ		区	分	金	額	武化	明	
1. 保険給付費等交	4, 725, 656		2	2, 941	4, 728, 597	2.	保険	給付費等交		2, 941	特別調整交付金分		2,941
付金							付金	(特別交付					
							金)						
計	4, 731, 918		2	2, 941	4, 734, 859								

# 3 歳 出

(款) 1. 総務費 (項) 1. 総務管理費 (単位:千円)

(4) (7)	0774	2 1/10.1/	, n									( )   ( )   ( )
					補正額	質の財活	原内訳	·	節			
目	補正前の額補	非 正 額	計	特	定	財	源	台口、日本が云	E /\	A 455	説	明
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	一般財源	区 分	金額		
1. 一般管理費	111, 123	2, 941	114, 064		2, 941				12. 委託料	2, 941	一般管理費	2, 941
											12 委託料	2, 941
											システム改	修等業務委託料
												2, 941
計	112, 840	2,941	115, 781		2, 941	·						

->4-	_	$\Box$
議案第	Q	艹
n# 4	$^{\circ}$	$\vdash$

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規 約の変更に関する協議について

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更について、裏面のとおり協議する。

令和6年6月13日提出高石市長畑中政昭

提案理由 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道 企業団規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により関係市町 村と協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであ る。

## 大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

大阪広域水道企業団規約(平成22年11月2日大阪府知事許可)の一部を次のように変更する。

別表第2中「藤井寺市」の前に「岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、」を加える。

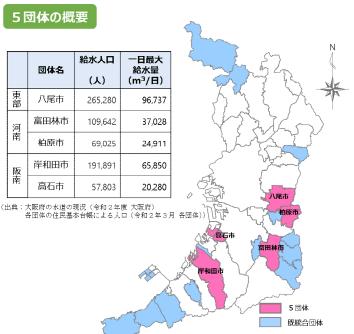
附則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

## 大阪広域水道企業団規約新旧対照表

新	旧
別表第2 (第3条関係)	別表第2(第3条関係)
<u>岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、</u> 藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村	藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田 尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村
附 則 この規約は、令和7年4月1日から施行する。	

### 大阪広域水道企業団との水道事業の統合に向けての検討、協議の状況について 一 統合案(令和6年1月統合案の修正)の概要(高石市)





## 事業運営体制(定性的メリット)



### (1) 非常時対応の充実

### ①事故への応援体制の構築

### 実績

《組織的な事故対応例》

R3年度: 千早赤阪水道センターにおいて漏水発生時

⇒南部水道事業所・藤井寺水道センター、大阪狭山水道センター及び河南水道センターが給水活動を支援 (給水車4台、職員約10名の応援態勢を整え支援)。



### ▶R5年度:岬水道センターの逢帰ダム渇水対応時 ⇒企業団各所属がダム水から企業団水への振替作業や、同作業 に伴う断水期間中の3箇所での応急給水活動等を支援

## 事業運営体制(定性的メリット)

### (2)技術継承問題の解消

### ①技術継承に向けた取組み

・専門的な知識やノウハウを持つベテラン職員の退職に伴う専門 技術者等の不足により、技術継承に不安。

・他部局等への異動により、水道の専門的な知識やノウハ



### 企業団の組織体制・取組み

主に水道センターをはじめ、浄水場、事業所等で施設の維持 管理や設計・施工管理業務等、専門的な業務に従事。 ・水道事業に特化した研修計画に基づき実務研修やOJTを 実施。

### 効果

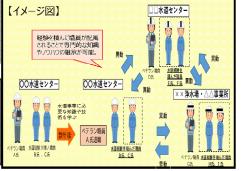
・新規採用職員を除き、水道経験を持った職員を各部署に

→水道事業の経験を持った職員を配置することで、専門

### 的な知識やノウハウの技術継承が可能。

· 実務研修 (公営企業会計、用地·管財業務、給水装置 研修及び応急給水訓練等)やOJT(設計・積算業務及 び入札・契約事務等)の実施。

→実務力の向上と専門的知識の習得が可能。



### 事業運営体制(定性的メリット)

### ②技術継承のための職員の配置

### 効果

・事業に必要となる職種(土木、電気、機械及び水質等) を配置。

→専門的な知識・経験が必要となる事業への対 応が可能。

- ≪過去の統合団体における職員配置例≫ ○設備工事の経験者不足に伴う設備職員の配置。
- ・水道センターの大規模設備工事等の業務を集約。
- →着実な事業の推進が可能。
- つ「技術支援グループ」を設置(令和4年4月~)し、設備職の配置が困 難な水道センターの大規模設備改良工事等に係る設計積算・現場管理



## 事業運営体制 (定性的メリット)

### 実績

### 技術支援グループによる支援実績

②技術継承のための職員の配置

・大規模な設備工事(4条工事)の設計や施工管理業務を技術支援グループが行うことで、着実に事業を実施できる。

大規模な設備工事以外にも水道センターの設備系職員で対応が難しい工事の支援を行っている。

₩75/±+至中4±/51 (△104 = 5-5)

水道センター	事業名	事業費	事業内容
藤井寺 水道センター	船橋浄水場 更新詳細設計委託	約1.2億円	<ul> <li>急速ろ過機、紫外線照射装置、配水ポンプ設備、自家発電設備、受電設備の更新に係る詳細設計</li> </ul>
泉南 水道センター	中央配水場ほかプラント電気設備等設置工事	約9億円	<ul><li>・泉南、阪南、岬地域の集中監視制御設備の更新工事</li><li>・無停電電源設備機器の更新工事</li></ul>
大阪狭山 水道センター	ニュータウン配水池電気・計装 設備等更新工事など	約0.5億円	・受電設備、無停電電源設備、送水ポンプ設備の更新工事
忠岡 水道センター	北出第1配水場ほか配水池等 更新詳細設計委託	約0.6億円	・配水ボンブ設備、受電設備、自家発電設備の更新に係る詳細設計
熊取 水道センター	希望が丘受水・配水場送水ポ ンプ設備改良工事など	約1.8億円	・送水ボンブ設備の更新工事
太子 水道センター	いわき台配水池 電気設備等更新工事	約1.1億円	・配水ポンプ設備、自家発電設備の更新工事
岬 水道センター	日証配水池ほか監視制御設備 等更新工事	約0.3億円	<ul><li>テレメータ装置の更新工事</li></ul>

## 令和7年4月の統合に向けたスケジュール(案)

		令和5年度						令和6	 6年度						令和7年度
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
5団体 • 企業団	議会等				6月議会 【議決案件】 規約変更		統合合意書	9 (他の構成団体議会) 場 規約変更案を審議 事 業	規約変更開始に向けが	基本協定締結、調整	12月議会 関する条例の廃止等 水道事業の設置等に		(企業団議会)給水条例改正案及び		事業開始
統合	合案修正 団・5団体)	統	合案【修]	[Ĕ] <b> →</b> △ 【Ĕ	長会議】 合案とりま	きとめ									

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和6年6月13日提出 高石市長畑中政昭

記

1 契約の目的 庁舎本館南側汚水配管等改修工事

2 契約の方法 指名競争入札による契約

3 契約の金額 146,286,800円

4 契約の相手方 泉南市信達市場2085番地

杉本建設株式会社 代表取締役 杉本 洋

提案理由 上記工事の請負契約を締結するにつき、地方自治法第96条第1項第5号及び 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定 により、議会の議決を求めるものである。

# 議案第9号参考資料

工事名 广舎本館南側汚水配管等改修工事

契約金額 146,286,800円(税込)

## 入札結果表

(単位:円)

	入札参加業者名	1 回		備考
1	直建築株式会社	¥132, 988, 000		
2	中山建設株式会社	¥132, 988, 000		
3	株式会社クロヒジ	辞退		
4	杉本建設株式会社	¥132, 988, 000	落札	
5	株式会社藤木組	辞退		
6	日生建設株式会社	¥132, 988, 000		
7	貫野建設株式会社	辞退		
8	ヒデイ建設株式会社	辞退		

- ※ 4者最低金額のため、落札者はくじ抽選による。
- ※ 契約金額は、入札書記載金額に10%に相当する額を加算した額である。

予定価格 158,000,000円(税抜)

最低制限価格 132,988,000円(税抜)

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和6年6月13日提出高石市長畑中政昭

記

氏 名 西川 祐子

住 所 ■ ■ ■ ■ ■

生年月日 ■ ■ ■ ■ ■

提案理由 人権擁護委員のうち西川祐子氏の任期満了(令和6年12月31日)に伴い、その後任を推薦するにつき、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和6年6月13日提出高石市長畑中政昭

記

氏 名 中谷 喜久代

住 所 ■ ■ ■ ■ ■

生年月日 ■ ■ ■ ■ ■

提案理由 人権擁護委員のうち中谷喜久代氏の任期満了(令和6年12月31日)に伴い、その 後任を推薦するにつき、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を 求めるものである。

報告第	1号
-----	----

令和5年度高石市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和5年度高石市一般会計繰越明許費の繰越額について別紙のとおり報告する。

令和6年6月13日提出高石市長畑中政昭

提案理由 地方自治法第 213 条第 1 項及び同法施行令第 146 条第 2 項の規定により、報告するものである。

## 令和5年度高石市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

	左の財源内訳											(単位:円)	
款	項	事業名	金額	翌年度	既収入		未収入特				説	間	
ADA		<b>ず</b> 未石	业积	繰越額	特定財源	国庫支出金		地方債	その他	一般財源	I)L	91	
2. 総務費	3. 戸籍住民基 本台帳費	戸籍システム等改修事業	23,397,000	23,397,000		22,206,000	州又山亚	地力順	·C ♥ 7  E		目 1.戸籍住民基 事業 戸籍費 節 12.委託料 事業 住民基本7 節 12.委託料	16,797,000円 台帳費	
3. 民生費	1. 社会福祉費	住民税非課 税世帯に対 する付金 援給業 付事業	107,218,000	25,824,000		25,824,000					目 1.社会福祉総 事業 住民税非 る生活支援給付金 節 1.報酬 節 3.職員手当等 節 8.旅費 節 10.需用費 節 11.役務費 節 18.負担金補助	<ul><li>果税世帯に対す 給付事業費</li><li>821,000円</li><li>307,000円</li><li>30,000円</li><li>1,014,000円</li><li>1,952,000円</li></ul>	
3. 民生費	1. 社会福祉費	低所得世帯 支援給付金 給付事業	222,500,000	38,236,000		38,236,000					目 1.社会福祉総事業 低所得世報給付事業費節 1.報酬節 3.職員手当等節 8.旅費節 10.需用費節 11.役務費節 18.負担金補助	带支援給付金 1,292,000円 32,000円 50,000円 231,000円 1,731,000円	

				羽任曲				(七年) (十二十二)			
款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	既収入		未収入物			一般財源	説明
				W G BY	特定財源	国庫支出金	府支出金	地方債	その他	/122/1///	
8. 土木費	5. 都市計画費	南海中央線 整備事業	40,730,000	40,730,000		22,242,000		16,500,000		1,988,000	目 2.街路事業費 事業 街路整備事業費 節 16.公有財産購入費 15,230,000円 節 21.補償・補填及び賠償金 25,500,000円
8. 土木費	5. 都市計画費	蓮池公園整 備事業	79,050,000	79,050,000		6,360,000		42,500,000		30,190,000	目 5.公園費 事業 公園整備事業費 節 12.委託料 59,730,000円 節 16.公有財産購入費 3,870,000円 節 21.補償・補填及び賠償金 15,450,000円
8. 土木費	5. 都市計画費	連続立体交 差事業	107,158,000	107,158,000			107,158,000			0	目 6.市街地整備費 事業 連続立体交差事業推進費 節 12.委託料 107,158,000円
8. 土木費	5. 都市計画費	高石駅周辺 整備事業	30,000,000	30,000,000						30,000,000	目 6.市街地整備費 事業 地域整備費 節 12.委託料 30,000,000円
8. 土木費	5. 都市計画費	羽衣駅周辺 整備事業	19,976,000	19,976,000						19,976,000	目 6.市街地整備費 事業 地域整備費 節 12.委託料 19,976,000円

報告第2号	
-------	--

令和5年度高石市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

令和5年度高石市一般会計事故繰越しの繰越額について裏面のとおり報告する。

令和6年6月13日提出高石市長畑中政昭

提案理由 地方自治法第 220 条第 3 項ただし書及び同法施行令第 150 条第 3 項の規定により、報告するものである。

# 令和5年度高石市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位:円)

				支出負担	左の内訳		支出負 翌年度		左の特定財源						(
	款	項	事業名	行為額	支出済額	支出未済額	担行為 予定額	五十尺 繰越額	既収入			寺定財源		一般財源	説明
				门佘镇	<b>人</b> 田併領	<b>文</b> 田不併領	予定額	深险領	特定財源	国庫支出金	府支出金	地方債	その他	州又兵(17)东	
2. 終	終務費	1. 総務管理 費	財産管理 事業	2,445,300		2,445,300		2,445,300						2,445,300	境界確定の調整に時間を要したため

ᆂᄆ	11. 6464	_	$\rightarrow$
잔년	<del>≠</del> *	•)	ш.
<b>☆</b>  ∇	告第	•	$\vdash$

令和5年度高石市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和5年度高石市水道事業会計予算の繰越額について裏面のとおり報告する。

令和6年6月13日提出高石市長畑中政昭

提案理由 地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告するものである。

## 令和5年度高石市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

						左の財	源内訳		翌年度繰越額	
款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発 生 額	翌年度繰越額	企業債	損益勘定 留保資金	不用額	に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説明
			円	円	円	円	円	円	円	
41. 資本的支出		高石配水場計 装設備更新事 業		0	68, 398, 000	41, 400, 000	26, 998, 000	0	0	部品の調達に 時間を要した ため

七口	告第	1	旦
大 内	一出	4	H

令和5年度高石市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和5年度高石市下水道事業会計予算の繰越額について裏面のとおり報告する。

令和6年6月13日提出高石市長畑中政昭

提案理由 地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告するものである。

## 令和5年度高石市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

						左の財源内訳				77 /			
款項	項	事業名	事業名  予算計上額	予算計上額	上額 支払義務 発生額	翌年度繰越額	国庫補助金	企業債	建設改良 負担金	損益勘定 留保資金	不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説明
			円	円	円	円	円	円	円	円	円		
41.資本的支出 1	1.建設改良費	高石市公共下水 道高石ポンプ場 汚水ポンプ設備 他工事委託事業	200,000,000	92,200,000	107,800,000	51,800,000	54,800,000	0	1,200,000	0	0	受託者において調整に相当の時間を 要したため	
		管渠等布設事業	657,859,000	70,851,616	587,007,384	186,798,000	394,100,000	0	6,109,384	0		地元との調整等に 相当の時間を要し たため	

寄附金収受の報告について

次のとおり寄附金を収受したので報告する。

令和6年6月13日提出 高石市長 畑 中 政 昭

記

 
 寄附者
 匿名

 寄附金額
 1,000,000円
 寄附目的 指定寄附(公園施設)

 寄附者
 有限会社 楽心 らくちん堂 様

 寄附金額
 100000円

寄附金額 100,000円 寄附目的 指定寄附(松の実園)

## 監査委員報告第1号

例月現金出納検査結果報告

例月現金出納検査結果について別紙のとおり報告する。

令和6年6月13日提出

 高石市監査委員
 原
 正
 人

 同
 印
 丸
 裕
 久

高石市議会議長 寺島 誠 様

高石市監査委員 原 正 人 同 印 丸 裕 久

### 例月現金出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項の規定により、令和5年12月分、令和6年1月分、 2月分及び3月分の現金出納検査を執行したので、同条第3項の規定により、その結果報告を次のとおり提出します。

記

1 検査年月日 令和6年 2月21日

令和6年 3月28日

令和6年 4月26日

令和6年 5月28日

2 検査対象 一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計

#### 検査の結果

1.一般会計、国民健康保険特別会計、墓地事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療保険特別会計

### ① 計数の検査

会計管理者から提出された、令和5年12月末日、令和6年1月末日、2月末日及び3月末日現在の別紙収支計算書に基づいて、会計諸帳簿、証書類及び現金、預金、有価証券の現在高を照合したところ、各計数はそれぞれ符合し正確であると認める。

### ②証書類の検査

証書類について、その執行状況を検査したところ適正と認める。

2. 水道事業会計、下水道事業会計

#### ① 計数の検査

市長から提出された、令和5年12月末日、令和6年1月末日、2月末日及び3月末日現在の別紙各事業会計試算表に基づいて、収入、支払、振替の各伝票及び現金、預金、有価証券の現在高を照合したところ、各計数はそれぞれ符合し正確であると認める。

### ②証書類の検査

証書類について、その執行状況を検査したところ適正と認める。

A =1 pu		収 入			支 出		* 7178*
会 計 別	前月末累計額	当月分	本月末累計額	前月末累計額	当月分	本月末累計額	差引残高
一般会計	18, 231, 706, 158	1, 652, 986, 860	19, 884, 693, 018	17, 198, 353, 544	1, 837, 245, 842	19, 035, 599, 386	849, 093, 632
財政調整基金等繰替							
他会計融資金(国保特会)							
他会計融資金(下水特会)							
他会計融資金(墓地特会)							
他会計融資金(介護特会)							
歳計現金(つり銭等)	-290, 800		-290, 800				-290, 800
一時借入金							
一時繰戻							
小計	18, 231, 415, 358	1, 652, 986, 860	19, 884, 402, 218	17, 198, 353, 544	1, 837, 245, 842	19, 035, 599, 386	848, 802, 832
国民健康保険特別会計	3, 814, 321, 051	455, 674, 333	4, 269, 995, 384	3, 618, 700, 752	573, 881, 165	4, 192, 581, 917	77, 413, 467
歳計現金(つり銭等)	-40, 000		-40, 000				-40, 000
前年度繰上充用金							
他会計融資金							
一時借入金							
財政調整基金等繰替							
一時繰戻							
小計	3, 814, 281, 051	455, 674, 333	4, 269, 955, 384	3, 618, 700, 752	573, 881, 165	4, 192, 581, 917	77, 373, 467
墓地事業特別会計	5, 221, 750		5, 221, 750	1, 908, 589	383, 405	2, 291, 994	2, 929, 756
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替金							
小計	5, 221, 750		5, 221, 750	1, 908, 589	383, 405	2, 291, 994	2, 929, 756
介護保険特別会計	3, 173, 228, 563	375, 330, 359	3, 548, 558, 922	3, 013, 354, 860	451, 902, 575	3, 465, 257, 435	83, 301, 487
歳計現金(つり銭等)							
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替金							
小 計	3, 173, 228, 563	375, 330, 359	3, 548, 558, 922	3, 013, 354, 860	451, 902, 575	3, 465, 257, 435	83, 301, 487
後期高齢者医療保険特別会計	556, 554, 582	132, 926, 112	689, 480, 694	467, 022, 642	48, 311, 984	515, 334, 626	174, 146, 068
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替金							
小計	556, 554, 582	132, 926, 112	689, 480, 694	467, 022, 642	48, 311, 984	515, 334, 626	174, 146, 068
一般会計+特別会計 合計	25, 780, 701, 304	2, 616, 917, 664	28, 397, 618, 968	24, 299, 340, 387	2, 911, 724, 971	27, 211, 065, 358	1, 186, 553, 610
歳入歳出外現金	1, 984, 994, 423	308, 724, 669	2, 293, 719, 092	1, 940, 851, 061	292, 164, 436	2, 233, 015, 497	60, 703, 595
総合計	27, 765, 695, 727	2, 925, 642, 333	30, 691, 338, 060	26, 240, 191, 448	3, 203, 889, 407	29, 444, 080, 855	1, 247, 257, 205

#	****	当月	増減	+ D + D + +
基金名	前月末現在高	増	減	── 本月末現在高
財政調整基金	2, 908, 720, 492			2, 908, 720, 492
泉北3区公共施設整備基金	12, 879, 855			12, 879, 855
福祉基金	41, 495, 711			41, 495, 711
保健医療基金	332, 186, 106			332, 186, 106
土地開発基金	20, 223, 607			20, 223, 607
公共施設整備基金	1, 776, 006			1, 776, 006
緑 化 基 金	59, 532, 326			59, 532, 326
職員退職手当基金				
今在家(上池関係地区)地区整備基金	12, 789, 975			12, 789, 975
南(長取石池関係地区)地区整備基金	13, 370, 509			13, 370, 509
土生·新家·綾井·大園·富木·北·南 (旧取石池関係地区)地区整備基金	8, 023, 480			8, 023, 480
奨 学 基 金	84, 078, 738			84, 078, 738
文化・スポーツ・国際交流振興基金	49, 151, 709			49, 151, 709
石油貯蔵施設立地対策等基金	60, 567, 900			60, 567, 900
森林環境讓与税基金	12, 545, 146			12, 545, 146
市営浜墓地基金	59, 408, 852			59, 408, 852
介護保険給付費準備基金	814, 132, 395			814, 132, 395
合 計	4, 490, 882, 807			4, 490, 882, 807

令和5年度 令和6年1月末現在 (単位:円)

会計 別		収入			支 出		差引残高
25 AI /0"	前月末累計額	当月分	本月末累計額	前月末累計額	当月分	本月末累計額	左列戏问
一般会計	19, 884, 693, 018	1, 521, 999, 143	21, 406, 692, 161	19, 035, 599, 386	1, 533, 933, 355	20, 569, 532, 741	837, 159, 420
財政調整基金等繰替		1, 800, 000, 000	1, 800, 000, 000				1, 800, 000, 000
他会計融資金(国保特会)							
他会計融資金(下水特会)							
他会計融資金(墓地特会)							
他会計融資金(介護特会)							
歳計現金(つり銭等)	-290, 800		-290, 800				-290, 800
一時借入金							
一時繰戻							
小 計	19, 884, 402, 218	3, 321, 999, 143	23, 206, 401, 361	19, 035, 599, 386	1, 533, 933, 355	20, 569, 532, 741	2, 636, 868, 620
国民健康保険特別会計	4, 269, 995, 384	434, 998, 651	4, 704, 994, 035	4, 192, 581, 917	605, 264, 791	4, 797, 846, 708	-92, 852, 673
歳計現金(つり銭等)	-40, 000		-40, 000				-40, 000
前年度繰上充用金							
他会計融資金							
一時借入金		230, 000, 000	230, 000, 000				230, 000, 000
財政調整基金等繰替							
一時繰戻							
小 計	4, 269, 955, 384	664, 998, 651	4, 934, 954, 035	4, 192, 581, 917	605, 264, 791	4, 797, 846, 708	137, 107, 32
墓地事業特別会計	5, 221, 750		5, 221, 750	2, 291, 994	479, 286	2, 771, 280	2, 450, 470
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替金							
小 計	5, 221, 750		5, 221, 750	2, 291, 994	479, 286	2, 771, 280	2, 450, 470
介護保険特別会計	3, 548, 558, 922	448, 314, 770	3, 996, 873, 692	3, 465, 257, 435	433, 293, 082	3, 898, 550, 517	98, 323, 17
歳計現金(つり銭等)							
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替金							
小計	3, 548, 558, 922	448, 314, 770	3, 996, 873, 692	3, 465, 257, 435	433, 293, 082	3, 898, 550, 517	98, 323, 17
後期高齢者医療保険特別会計	689, 480, 694	104, 279, 482	793, 760, 176	515, 334, 626	223, 431, 138	738, 765, 764	54, 994, 412
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替金							
小青十	689, 480, 694	104, 279, 482	793, 760, 176	515, 334, 626	223, 431, 138	738, 765, 764	54, 994, 412
一般会計+特別会計 合計	28, 397, 618, 968	4, 539, 592, 046	32, 937, 211, 014	27, 211, 065, 358	2, 796, 401, 652	30, 007, 467, 010	2, 929, 744, 004
歳入歳出外現金	2, 293, 719, 092	195, 247, 143	2, 488, 966, 235	2, 233, 015, 497	211, 926, 787	2, 444, 942, 284	44, 023, 95
総合計	30, 691, 338, 060	4, 734, 839, 189	35, 426, 177, 249	29, 444, 080, 855	3, 008, 328, 439	32, 452, 409, 294	2, 973, 767, 955

# ^ 7	****	当月	増 減	<b>十</b>
基金名	前月末現在高	増	減	本月末現在高
財政調整基金	2, 908, 720, 492			2, 908, 720, 492
泉北3区公共施設整備基金	12, 879, 855			12, 879, 855
福祉基金	41, 495, 711			41, 495, 711
保健医療基金	332, 186, 106			332, 186, 106
土地開発基金	20, 223, 607			20, 223, 607
公共施設整備基金	1, 776, 006			1, 776, 006
緑 化 基 金	59, 532, 326			59, 532, 326
職員退職手当基金				
今在家(上池関係地区)地区整備基金	12, 789, 975			12, 789, 975
南(長取石池関係地区)地区整備基金	13, 370, 509			13, 370, 509
土生·新家·綾井·大園·富木·北·南 (旧取石池関係地区) 地区整備基金	8, 023, 480			8, 023, 480
奨 学 基 金	84, 078, 738			84, 078, 738
文化・スポーツ・国際交流振興基金	49, 151, 709			49, 151, 709
石油貯蔵施設立地対策等基金	60, 567, 900			60, 567, 900
森林環境讓与税基金	12, 545, 146			12, 545, 146
市営浜墓地基金	59, 408, 852			59, 408, 852
介護保険給付費準備基金	814, 132, 395			814, 132, 395
合 計	4, 490, 882, 807			4, 490, 882, 807

令和5年度 令和6年2月末現在 (単位:円)

会計別		収入			支 出		差引残高
安 町 冽	前月末累計額	当月分	本月末累計額	前月末累計額	当月分	本月末累計額	左引残局
一般会計	21, 406, 692, 161	1, 193, 204, 468	22, 599, 896, 629	20, 569, 532, 741	1, 998, 964, 141	22, 568, 496, 882	31, 399, 747
財政調整基金等繰替	1, 800, 000, 000		1, 800, 000, 000				1, 800, 000, 000
他会計融資金(国保特会)							
他会計融資金(下水特会)							
他会計融資金(墓地特会)							
他会計融資金(介護特会)							
歳計現金(つり銭等)	-290, 800		-290, 800				-290, 800
一時借入金							
一時繰戻							
小 計	23, 206, 401, 361	1, 193, 204, 468	24, 399, 605, 829	20, 569, 532, 741	1, 998, 964, 141	22, 568, 496, 882	1, 831, 108, 947
国民健康保険特別会計	4, 704, 994, 035	446, 408, 254	5, 151, 402, 289	4, 797, 846, 708	539, 317, 683	5, 337, 164, 391	-185, 762, 102
歳計現金(つり銭等)	-40, 000		-40, 000				-40, 000
前年度繰上充用金							
他会計融資金							
一時借入金	230, 000, 000		230, 000, 000				230, 000, 000
財政調整基金等繰替							
一時繰戻							
小 計	4, 934, 954, 035	446, 408, 254	5, 381, 362, 289	4, 797, 846, 708	539, 317, 683	5, 337, 164, 391	44, 197, 898
墓地事業特別会計	5, 221, 750		5, 221, 750	2, 771, 280	197, 738	2, 969, 018	2, 252, 732
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替金							
小 計	5, 221, 750		5, 221, 750	2, 771, 280	197, 738	2, 969, 018	2, 252, 732
介護保険特別会計	3, 996, 873, 692	425, 274, 790	4, 422, 148, 482	3, 898, 550, 517	452, 940, 491	4, 351, 491, 008	70, 657, 474
歳計現金(つり銭等)							
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替金							
小 計	3, 996, 873, 692	425, 274, 790	4, 422, 148, 482	3, 898, 550, 517	452, 940, 491	4, 351, 491, 008	70, 657, 474
後期高齢者医療保険特別会計	793, 760, 176	45, 398, 710	839, 158, 886	738, 765, 764	49, 616, 499	788, 382, 263	50, 776, 623
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替金							
小言十	793, 760, 176	45, 398, 710	839, 158, 886	738, 765, 764	49, 616, 499	788, 382, 263	50, 776, 623
一般会計+特別会計 合計	32, 937, 211, 014	2, 110, 286, 222	35, 047, 497, 236	30, 007, 467, 010	3, 041, 036, 552	33, 048, 503, 562	1, 998, 993, 674
歳入歳出外現金	2, 488, 966, 235	219, 710, 271	2, 708, 676, 506	2, 444, 942, 284	220, 463, 800	2, 665, 406, 084	43, 270, 422
総合計	35, 426, 177, 249	2, 329, 996, 493	37, 756, 173, 742	32, 452, 409, 294	3, 261, 500, 352	35, 713, 909, 646	2, 042, 264, 096

# ^ 6	*****	当 月	増 減	本月末現在高	
基金名	前月末現在高	増	減	不力不列正向	
財政調整基金	2, 908, 720, 492			2, 908, 720, 492	
泉北3区公共施設整備基金	12, 879, 855			12, 879, 855	
福祉基金	41, 495, 711			41, 495, 711	
保健医療基金	332, 186, 106			332, 186, 106	
土地開発基金	20, 223, 607			20, 223, 607	
公共施設整備基金	1, 776, 006			1, 776, 006	
緑 化 基 金	59, 532, 326			59, 532, 326	
職員退職手当基金					
今在家(上池関係地区)地区整備基金	12, 789, 975			12, 789, 975	
南(長取石池関係地区)地区整備基金	13, 370, 509			13, 370, 509	
土生·新家·綾井·大園·富木·北·南 (旧取石池関係地区) 地区整備基金	8, 023, 480			8, 023, 480	
奨 学 基 金	84, 078, 738			84, 078, 738	
文化・スポーツ・国際交流振興基金	49, 151, 709			49, 151, 709	
石油貯蔵施設立地対策等基金	60, 567, 900		57, 137, 300	3, 430, 600	
森林環境讓与税基金	12, 545, 146			12, 545, 146	
市営浜墓地基金	59, 408, 852			59, 408, 852	
介護保険給付費準備基金	814, 132, 395			814, 132, 395	
合 計	4, 490, 882, 807		57, 137, 300	4, 433, 745, 507	

令和5年度 令和6年3月末現在 (単位:円)

会計別		収入			支 出		差引残高
云 町 別	前月末累計額	当月分	本月末累計額	前月末累計額	当月分	本月末累計額	左り伐同
一般会計	22, 599, 896, 629	3, 671, 051, 138	26, 270, 947, 767	22, 568, 496, 882	3, 115, 912, 249	25, 684, 409, 131	586, 538, 636
財政調整基金等繰替	1, 800, 000, 000	-1, 800, 000, 000					
他会計融資金(国保特会)							
他会計融資金(下水特会)							
他会計融資金(墓地特会)							
他会計融資金(介護特会)							
歳計現金(つり銭等)	-290, 800		-290, 800				-290, 800
一時借入金							
一時繰戻							
小 計	24, 399, 605, 829	1, 871, 051, 138	26, 270, 656, 967	22, 568, 496, 882	3, 115, 912, 249	25, 684, 409, 131	586, 247, 836
国民健康保険特別会計	5, 151, 402, 289	634, 485, 467	5, 785, 887, 756	5, 337, 164, 391	551, 928, 667	5, 889, 093, 058	-103, 205, 302
歳計現金(つり銭等)	-40, 000		-40, 000				-40, 000
前年度繰上充用金							
他会計融資金							
一時借入金	230, 000, 000	-30, 000, 000	200, 000, 000				200, 000, 000
財政調整基金等繰替							
一時繰戻							
小計	5, 381, 362, 289	604, 485, 467	5, 985, 847, 756	5, 337, 164, 391	551, 928, 667	5, 889, 093, 058	96, 754, 698
墓地事業特別会計	5, 221, 750	5, 321	5, 227, 071	2, 969, 018	572, 532	3, 541, 550	1, 685, 521
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替金							
小 計	5, 221, 750	5, 321	5, 227, 071	2, 969, 018	572, 532	3, 541, 550	1, 685, 521
介護保険特別会計	4, 422, 148, 482	628, 260, 951	5, 050, 409, 433	4, 351, 491, 008	440, 776, 224	4, 792, 267, 232	258, 142, 201
歳計現金(つり銭等)							
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替金							
小 計	4, 422, 148, 482	628, 260, 951	5, 050, 409, 433	4, 351, 491, 008	440, 776, 224	4, 792, 267, 232	258, 142, 201
後期高齢者医療保険特別会計	839, 158, 886	162, 334, 128	1, 001, 493, 014	788, 382, 263	100, 052, 774	888, 435, 037	113, 057, 977
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替金							
小 計	839, 158, 886	162, 334, 128	1, 001, 493, 014	788, 382, 263	100, 052, 774	888, 435, 037	113, 057, 977
一般会計+特別会計 合計	35, 047, 497, 236	3, 266, 137, 005	38, 313, 634, 241	33, 048, 503, 562	4, 209, 242, 446		1, 055, 888, 233
歳入歳出外現金	2, 708, 676, 506	208, 664, 942	2, 917, 341, 448	2, 665, 406, 084	218, 592, 055		33, 343, 309
総合計	37, 756, 173, 742	3, 474, 801, 947	41, 230, 975, 689	35, 713, 909, 646	4, 427, 834, 501	40, 141, 744, 147	1, 089, 231, 542

# 基金計算書

#### 令和5年度 令和6年3月末現在

(単位:円)

# ^ 7	****	当月	増 減	<u> </u>	
基金名	前月末現在高	増	減	本月末現在高	
財政調整基金	2, 908, 720, 492	23, 740, 333	5, 394, 176	2, 927, 066, 649	
泉北3区公共施設整備基金	12, 879, 855	1, 273		12, 881, 128	
福祉基金	41, 495, 711	4, 004, 104		45, 499, 815	
保健医療基金	332, 186, 106	233, 005, 709	193, 027, 084	372, 164, 731	
土地開発基金	20, 223, 607	2, 000		20, 225, 607	
公共施設整備基金	1, 776, 006	35		1, 776, 041	
緑 化 基 金	59, 532, 326	5, 887	3, 812, 600	55, 725, 613	
職員退職手当基金					
今在家(上池関係地区)地区整備基金	12, 789, 975			12, 789, 975	
南(長取石池関係地区)地区整備基金	13, 370, 509			13, 370, 509	
土生·新家·綾井·大園·富木·北·南 (旧取石池関係地区)地区整備基金	8, 023, 480	228, 000		8, 251, 480	
奨 学 基 金	84, 078, 738	9, 193, 500	1, 100, 000	92, 172, 238	
文化・スポーツ・国際交流振興基金	49, 151, 709	2, 160, 000		51, 311, 709	
石油貯蔵施設立地対策等基金	3, 430, 600	20, 690, 200	3, 430, 600	20, 690, 200	
森林環境譲与税基金	12, 545, 146	133	8, 888, 085	3, 657, 194	
市営浜墓地基金	59, 408, 852	5, 321		59, 414, 173	
介護保険給付費準備基金	814, 132, 395	98, 904		814, 231, 299	
被災者等支援基金		5, 370, 474		5, 370, 474	
合 計	4, 433, 745, 507	298, 505, 873	215, 652, 545	4, 516, 598, 835	

令和5年12月末日現在 (単位:円)

借	方			<u> </u>			
残高	合	計	勘定科目	合	計	残高	
/X  H]	累計	当 月		当 月	累計	/A IRI	
5, 376, 809, 422	10, 861, 048, 274	129, 633, 855	有形固定資産	70, 299, 754	5, 484, 238, 852		
	(55, 516, 543)	(49, 841, 545)	(減価償却累計額)	(16, 067, 200)	(5, 421, 823, 104)		
1, 938, 404, 204	4, 032, 545, 293	193, 712, 560	現金、預金	177, 641, 108	2, 094, 141, 089		
129, 328, 998	1, 018, 372, 886	99, 649, 937	未 収 金	104, 800, 604	889, 043, 888		
-2, 167, 318	22, 232	17, 534	貸倒引当金		2, 189, 550		
24, 482, 729	35, 605, 690	3, 076, 492	貯 蔵 品	1, 875, 594	11, 122, 961		
68, 047	16, 307, 037		前払費用	7, 686	16, 238, 990		
	400, 000, 000		短期貸付金		400, 000, 000		
			有 価 証 券				
47, 240, 000	113, 530, 000		前 払 金	28, 640, 000	66, 290, 000		
73, 965, 262	73, 965, 262	13, 445, 767	仮払消費税				
1, 256, 100	1, 256, 100	1, 256, 100	前払消費税				
	116, 280		仮 払 金		116, 280		
			企業債(固定負債)		1, 808, 861, 835	1, 808, 861, 83	
			リース債務				
			引 当 金		165, 715, 562	165, 715, 56	
	54, 833, 055		企業債(流動負債)		110, 054, 438	55, 221, 38	
			リース債務				
	860, 479, 040	98, 802, 378	未 払 金	119, 212, 266	944, 409, 863	83, 930, 82	
	628, 322, 835	63, 032, 720	預り金	78, 120, 412	705, 183, 466	76, 860, 63	
	7, 363, 000		引 当 金		7, 363, 000		
	73, 319	6, 253	仮受消費税	10, 028, 776	79, 418, 903	79, 345, 58	
	1, 516, 833, 852	3, 201, 100	繰延収益		2, 222, 338, 006	705, 504, 15	
	(1, 516, 833, 852)	(3, 201, 100)	(長期前受金収益化累計額)				
			自己資本金		1, 388, 393, 901	1, 388, 393, 90	
			工事負担金		61, 925, 380	61, 925, 38	
			受贈財産評価額		49, 466, 969	49, 466, 96	
			他会計補助金				
			減債積立金		209, 000, 000	209, 000, 00	
			建設改良積立金		248, 716, 752	248, 716, 75	
	250, 000, 000		前年度繰越利益剰余金		2, 775, 814, 135	2, 525, 814, 13	
	250, 000, 000		当年度未処分利益剰余金		250, 000, 000		
	733, 248	62, 540	営業収益	96, 627, 794	776, 117, 067	775, 383, 81	
			営業外収益	7, 108, 328	50, 887, 075	50, 887, 07	
			特別利益				
687, 303, 727	687, 310, 227	88, 461, 086	営業費用		6, 500		
7, 890, 532	7, 890, 532	4, 000	営業外費用				
446, 300	446, 300		特別損失				
8, 285, 028, 003	20, 817, 054, 462	694, 362, 322	合 計	694, 362, 322	20, 817, 054, 462	8, 285, 028, 00	

令和6年1月末日現在 (単位:円)

信	劳 力	•		賃	ž 方	î
残高	合	計	勘定科目	合	計	残高
72、同	累計	当 月		当 月	累計	7次 同
5, 425, 749, 152	10, 926, 868, 080	65, 819, 806	有形固定資産	16, 880, 076	5, 501, 118, 928	
	(55, 998, 152)	(481, 609)	(減価償却累計額)	(16, 067, 200)	(5, 437, 890, 304)	
1, 723, 347, 611	4, 209, 894, 247	177, 348, 954	現金、預金	392, 405, 547	2, 486, 546, 636	
124, 822, 612	1, 114, 010, 068	95, 637, 182	未 収 金	100, 143, 568	989, 187, 456	
-2, 164, 101	25, 449	3, 217	貸倒引当金		2, 189, 550	
25, 990, 129	38, 258, 650	2, 652, 960	貯 蔵 品	1, 145, 560	12, 268, 521	
64, 657	16, 307, 037		前払費用	3, 390	16, 242, 380	
230, 000, 000	630, 000, 000	230, 000, 000	短期貸付金		400, 000, 000	
			有 価 証 券			
40, 760, 000	113, 530, 000		前 払 金	6, 480, 000	72, 770, 000	
86, 133, 203	86, 133, 203	12, 167, 941	仮払消費税			
1, 256, 100	1, 256, 100		前払消費税			
	316, 280	200, 000	仮 払 金	200, 000	316, 280	
			企業債(固定負債)		1, 808, 861, 835	1, 808, 861, 835
			リース債務			
			引 当 金		165, 715, 562	165, 715, 562
	54, 833, 055		企業債(流動負債)		110, 054, 438	55, 221, 383
			リース債務			
	941, 363, 021	80, 883, 981	未 払 金	127, 316, 780	1, 071, 726, 643	130, 363, 622
	705, 343, 584	77, 020, 749	預り金	73, 116, 093	778, 299, 559	72, 955, 975
	7, 363, 000		引 当 金		7, 363, 000	
	88, 600	15, 281	仮受消費税	9, 101, 826	88, 520, 729	88, 432, 129
	1, 520, 034, 952	3, 201, 100	繰延収益		2, 222, 338, 006	702, 303, 054
	(1, 520, 034, 952)	(3, 201, 100)	(長期前受金収益化累計額)			
			自己資本金		1, 388, 393, 901	1, 388, 393, 901
			工事負担金		61, 925, 380	61, 925, 380
			受贈財産評価額		49, 466, 969	49, 466, 969
			他会計補助金			
			減債積立金		209, 000, 000	209, 000, 000
			建設改良積立金		248, 716, 752	248, 716, 752
	250, 000, 000		前年度繰越利益剰余金		2, 775, 814, 135	2, 525, 814, 135
	250, 000, 000		当年度未処分利益剰余金		250, 000, 000	
	886, 070	152, 822	営業収益	89, 955, 737	866, 072, 804	865, 186, 734
			営業外収益	4, 467, 755	55, 354, 830	55, 354, 830
			特別利益			
763, 416, 066	763, 422, 566	76, 112, 339	営業費用		6, 500	
7, 890, 532	7, 890, 532		営業外費用			
446, 300	446, 300		特別損失			
8, 427, 712, 261	21, 638, 270, 794	821, 216, 332	슴 計	821, 216, 332	21, 638, 270, 794	8, 427, 712, 261

令和6年2月末日現在 (単位:円)

借					1	
残高	合	計	勘定科目	合	計	残 高
	累計	当 月		当 月	累計	
5, 483, 369, 966	11, 041, 441, 458	114, 573, 378	有形固定資産	56, 952, 564	5, 558, 071, 492	
	(94, 490, 545)	(38, 492, 393)	(減価償却累計額)	(16, 067, 200)	(5, 453, 957, 504)	
1, 615, 201, 606	4, 363, 958, 134	154, 063, 887	現金、預金	262, 209, 892	2, 748, 756, 528	
143, 047, 315	1, 218, 575, 226	104, 565, 158	未 収 金	86, 340, 455	1, 075, 527, 911	
-2, 164, 101	25, 449		貸倒引当金		2, 189, 550	
23, 668, 193	38, 258, 650		貯 蔵 品	2, 321, 936	14, 590, 457	
61, 542	16, 307, 037		前払費用	3, 115	16, 245, 495	
230, 000, 000	630, 000, 000		短期貸付金		400, 000, 000	
			有 価 証 券			
8, 160, 000	113, 530, 000		前 払 金	32, 600, 000	105, 370, 000	
99, 000, 099	99, 000, 099	12, 866, 896	仮払消費税			
1, 256, 100	1, 256, 100		前払消費税			
	516, 280	200,000	仮 払 金	200, 000	516, 280	
			企業債(固定負債)		1, 808, 861, 835	1, 808, 861,
			リース債務			
			引 当 金		165, 715, 562	165, 715, 5
	54, 833, 055		企業債(流動負債)		110, 054, 438	55, 221, 3
			リース債務			
	1, 124, 978, 934	183, 615, 913	未 払 金	108, 512, 177	1, 180, 238, 820	55, 259, 8
	779, 054, 243	73, 710, 659	預り金	62, 971, 563	841, 271, 122	62, 216, 8
	7, 363, 000		引 当 金		7, 363, 000	
	105, 204	16, 604	仮受消費税	9, 946, 843	98, 467, 572	98, 362, 3
	1, 523, 236, 052	3, 201, 100	繰延収益		2, 222, 338, 006	699, 101,
	(1, 523, 236, 052)	(3, 201, 100)	(長期前受金収益化累計額)			
			自己資本金		1, 388, 393, 901	1, 388, 393,
			工事負担金		61, 925, 380	61, 925,
			受贈財産評価額		49, 466, 969	49, 466, 9
			他会計補助金			
			減債積立金		209, 000, 000	209, 000,
			建設改良積立金		248, 716, 752	248, 716,
	250, 000, 000		前年度繰越利益剰余金		2, 775, 814, 135	2, 525, 814,
	250, 000, 000		当年度未処分利益剰余金		250, 000, 000	
	1, 052, 121	166, 051	営業収益	98, 223, 439	964, 296, 243	963, 244,
			営業外収益	4, 624, 990	59, 979, 820	59, 979,
			特別利益			
841, 343, 394	841, 349, 894	77, 927, 328	営業費用		6, 500	
7, 890, 532	7, 890, 532		営業外費用			
446, 300	446, 300		特別損失			
8, 451, 280, 946	22, 363, 177, 768	724, 906, 974	合 計	724, 906, 974	22, 363, 177, 768	8, 451, 280,

令和6年3月末日現在 (単位:円)

			# 5 2 5			
残 高	合	計	勘定科目	合	計	残 高
	累計	当 月		当 月	累計	
5, 539, 953, 203	11, 601, 474, 327	560, 032, 869	有形固定資産	503, 449, 632	6, 061, 521, 124	
	(118, 395, 751)	(23, 905, 206)	(減価償却累計額)	(20, 661, 309)	(5, 474, 618, 813)	
2, 065, 629, 667	5, 018, 404, 058	654, 445, 924	現金、預金	204, 017, 863	2, 952, 774, 391	
182, 138, 229	1, 366, 591, 404	148, 016, 178	未 収 金	108, 925, 264	1, 184, 453, 175	
-1, 857, 633	369, 365	343, 916	貸倒引当金	37, 448	2, 226, 998	
25, 572, 961	41, 508, 425	3, 249, 775	貯 蔵 品	1, 345, 007	15, 935, 464	
257, 730	16, 564, 767	257, 730	前払費用	61, 542	16, 307, 037	
	630, 000, 000		短期貸付金	230, 000, 000	630, 000, 000	
			有 価 証 券			
	113, 530, 000		前 払 金	8, 160, 000	113, 530, 000	
	115, 097, 830	16, 097, 731	仮払消費税	115, 097, 830	115, 097, 830	
	1, 256, 100		前払消費税	1, 256, 100	1, 256, 100	
	616, 280	100,000	仮 払 金	100, 000	616, 280	
	118, 283, 249	118, 283, 249	企業債(固定負債)	231, 000, 000	2, 039, 861, 835	1, 921, 578,
			リース債務			
	1, 883, 932	1, 883, 932	引 当 金	5, 591, 291	171, 306, 853	169, 422,
	110, 054, 438	55, 221, 383	企業債(流動負債)	118, 283, 249	228, 337, 687	118, 283,
			リース債務			
	1, 198, 335, 991	73, 357, 057	未 払 金	171, 041, 130	1, 351, 279, 950	152, 943,
	841, 450, 643	62, 396, 400	預 り 金	77, 850, 591	919, 121, 713	77, 671,
	7, 363, 000		引 当 金	5, 734, 000	13, 097, 000	5, 734,
	111, 788, 724	111, 683, 520	仮受消費税	13, 321, 152	111, 788, 724	
	1, 563, 759, 519	40, 523, 467	繰延収益	35, 325, 633	2, 257, 663, 639	693, 904,
	(1, 529, 267, 013)	(6, 030, 961)	(長期前受金収益化累計額)	(35, 325, 633)	(35, 325, 633)	
			自己資本金		1, 388, 393, 901	1, 388, 393,
			工事負担金		61, 925, 380	61, 925,
			受贈財産評価額		49, 466, 969	49, 466,
			他会計補助金			
	100, 000, 000	100, 000, 000	減債積立金		209, 000, 000	109, 000,
	70, 000, 000	70, 000, 000	建設改良積立金		248, 716, 752	178, 716,
	250, 000, 000		前年度繰越利益剰余金		2, 775, 814, 135	2, 525, 814,
	250, 000, 000		当年度未処分利益剰余金	170, 000, 000	420, 000, 000	170, 000,
	1, 215, 629	163, 508	営業収益	130, 168, 283	1, 094, 464, 526	1, 093, 248,
	833, 127	833, 127	営業外収益	14, 578, 871	74, 558, 691	73, 725,
	,	,-=	特別利益	,,	,,	,, , ===,
960, 897, 228	960, 937, 840	119, 587, 946	営業費用	34, 112	40, 612	
16, 791, 818	16, 791, 818	8, 901, 286	営業外費用	01, 112	10, 012	
446, 300	446, 300	0,001,200	特別損失			
8, 789, 829, 503	24, 508, 556, 766	2, 145, 378, 998	合 計	2, 145, 378, 998	24, 508, 556, 766	8, 789, 829,

令和5年12月末日現在 (単位:円)

借     方			貸 方			
残高	合	計	勘定科目	合	計	and the
	累計	当 月	1	当 月	累計	残 高
29, 481, 193, 725	62, 266, 203, 292	8, 832, 371	有形固定資産	89, 357, 000	32, 785, 009, 567	
			(減価償却累計額)	(89, 357, 000)	(32, 785, 009, 567)	
721, 010, 866	746, 309, 866		無形固定資産	2, 811, 000	25, 299, 000	
533, 434, 699	2, 588, 509, 867	146, 502, 539	現金、預金	143, 338, 382	2, 055, 075, 168	
168, 250, 842	831, 591, 453	69, 632, 338	未 収 金	60, 293, 407	663, 340, 611	
			前払費用			
223, 045, 200	229, 063, 266	5, 862, 600	前 払 金		6, 018, 066	
63, 623, 191	63, 623, 191	1, 888, 556	仮払消費税			
			特定収入仮払消費税			
-997, 320			貸倒引当金		997, 320	
			企業債(固定負債)	51, 000, 000	12, 363, 019, 884	12, 363, 019, 88
			リース債務		3, 662, 812	3, 662, 81
			引 当 金		4, 599, 316	4, 599, 31
	609, 077, 335		企業債(流動負債)		1, 146, 355, 569	537, 278, 23
	579, 723	65, 787	リース債務		779, 188	199, 46
	1, 088, 212, 043	127, 305, 863	未 払 金	20, 975, 523	1, 103, 631, 077	15, 419, 03
	5, 034, 000		引 当 金		5, 034, 000	
	7, 483, 579	1, 658, 374	預り金	1, 693, 132	17, 958, 837	10, 475, 25
			仮受消費税	7, 483, 950	54, 387, 294	54, 387, 29
	27, 187, 065, 122	69, 154, 000	繰延収益	33, 376, 870	43, 080, 501, 182	15, 893, 436, 06
	(27, 187, 065, 122)	(69, 154, 000)	(長期前受金収益化累計額)			
			固有資本金		535, 843, 213	535, 843, 21
			受贈財産評価額		382, 924, 793	382, 924, 79
	235, 377, 492		減債積立金		437, 158, 158	201, 780, 66
	769, 404, 534		前年度繰越利益剰余金		1, 471, 397, 005	701, 992, 47
			営業収益	55, 143, 266	1, 181, 453, 070	1, 181, 453, 07
	6, 488, 000	6, 488, 000	営業外収益	82, 786, 252	666, 857, 675	660, 369, 67
			特別利益			
1, 265, 991, 256	1, 265, 991, 256	110, 447, 562	営 業 費 用			
90, 747, 925	90, 747, 925	420, 792	営業外費用			
540, 861	540, 861		特別損失			
32, 546, 841, 245	97, 991, 302, 805	548, 258, 782	合 計	548, 258, 782	97, 991, 302, 805	32, 546, 841, 24

令和6年1月末日現在 (単位:円)

借 方				貸 方			
± 4x	合	計	勘定科目	合	計	± 47	
残高	累計	当 月		当 月	累計	残 高	
29, 392, 887, 057	62, 267, 253, 624	1, 050, 332	有形固定資産	89, 357, 000	32, 874, 366, 567		
			(減価償却累計額)	(89, 357, 000)	(32, 874, 366, 567)		
718, 199, 866	746, 309, 866		無形固定資産	2, 811, 000	28, 110, 000		
569, 755, 389	2, 675, 457, 621	86, 947, 754	現金、預金	50, 627, 064	2, 105, 702, 232		
163, 201, 442	909, 651, 115	78, 059, 662	未 収 金	83, 109, 062	746, 449, 673		
			前払費用				
223, 045, 200	229, 063, 266		前 払 金		6, 018, 066		
67, 942, 352	67, 942, 352	4, 319, 161	仮払消費税				
			特定収入仮払消費税				
-997, 320			貸倒引当金		997, 320		
			企業債(固定負債)		12, 363, 019, 884	12, 363, 019, 884	
			リース債務		3, 662, 812	3, 662, 812	
			引 当 金		4, 599, 316	4, 599, 316	
	609, 077, 335		企業債(流動負債)		1, 146, 355, 569	537, 278, 234	
	645, 859	66, 136	リース債務		779, 188	133, 329	
	1, 135, 545, 838	47, 333, 795	未 払 金	186, 376, 051	1, 290, 007, 128	154, 461, 290	
	5, 034, 000		引 当 金		5, 034, 000		
	8, 057, 029	573, 450	預り金	588, 692	18, 547, 529	10, 490, 500	
			仮受消費税	7, 391, 239	61, 778, 533	61, 778, 533	
	27, 256, 219, 122	69, 154, 000	繰延収益		43, 080, 501, 182	15, 824, 282, 060	
	(27, 256, 219, 122)	(69, 154, 000)	(長期前受金収益化累計額)				
			固有資本金		535, 843, 213	535, 843, 213	
			受贈財産評価額		382, 924, 793	382, 924, 793	
	235, 377, 492		減債積立金		437, 158, 158	201, 780, 666	
	769, 404, 534		前年度繰越利益剰余金		1, 471, 397, 005	701, 992, 471	
			営業 収益	70, 969, 331	1, 252, 422, 401	1, 252, 422, 401	
	6, 488, 000		営業外収益	72, 103, 092	738, 960, 767	732, 472, 767	
			特別利益				
1, 541, 798, 983	1, 541, 798, 983	275, 807, 727	営業費用				
90, 768, 439	90, 768, 439	20, 514	営業外費用				
540, 861	540, 861		特別損失				
32, 767, 142, 269	98, 554, 635, 336	563, 332, 531	合 計	563, 332, 531	98, 554, 635, 336	32, 767, 142, 269	

令和6年2月末日現在 (単位:円)

借 方				貸 方		
75	合	計	勘定科目	合	計	7L -L-
残 高	累計	当 月		当月	累計	残 高
29, 304, 528, 279	62, 268, 251, 846	998, 222	有形固定資産	89, 357, 000	32, 963, 723, 567	
			(減価償却累計額)	(89, 357, 000)	(32, 963, 723, 567)	
715, 388, 866	746, 309, 866		無形固定資産	2, 811, 000	30, 921, 000	
479, 524, 938	2, 747, 660, 324	72, 202, 703	現金、預金	162, 433, 154	2, 268, 135, 386	
155, 601, 600	973, 657, 907	64, 006, 792	未 収 金	71, 606, 634	818, 056, 307	
			前払費用			
227, 775, 200	233, 793, 266	4, 730, 000	前 払 金		6, 018, 066	
69, 339, 473	69, 339, 473	1, 397, 121	仮払消費税			
			特定収入仮払消費税			
-997, 320			貸倒引当金		997, 320	
			企業債(固定負債)		12, 363, 019, 884	12, 363, 019, 884
			リース債務		3, 662, 812	3, 662, 812
			引 当 金		4, 599, 316	4, 599, 316
	609, 077, 335		企業債(流動負債)		1, 146, 355, 569	537, 278, 234
	712, 347	66, 488	リース債務		779, 188	66, 841
	1, 290, 038, 452	154, 492, 614	未 払 金	15, 440, 781	1, 305, 447, 909	15, 409, 457
	5, 034, 000		引 当 金		5, 034, 000	
	8, 645, 938	588, 909	預り金	588, 909	19, 136, 438	10, 490, 500
			仮受消費税	5, 540, 914	67, 319, 447	67, 319, 447
	27, 325, 373, 122	69, 154, 000	繰延収益		43, 080, 501, 182	15, 755, 128, 060
	(27, 325, 373, 122)	(69, 154, 000)	(長期前受金収益化累計額)			
			固有資本金		535, 843, 213	535, 843, 213
			受贈財産評価額		382, 924, 793	382, 924, 793
	235, 377, 492		減債積立金		437, 158, 158	201, 780, 666
	769, 404, 534		前年度繰越利益剰余金		1, 471, 397, 005	701, 992, 471
			営業収益	55, 374, 887	1, 307, 797, 288	1, 307, 797, 288
	6, 488, 000		営業外収益	72, 252, 151	811, 212, 918	804, 724, 918
			特別利益			
1, 649, 547, 402	1, 649, 547, 402	107, 748, 419	営業費用			
90, 788, 601	90, 788, 601	20, 162	営業外費用			
540, 861	540, 861		特別損失			
32, 692, 037, 900	99, 030, 040, 766	475, 405, 430	合 計	475, 405, 430	99, 030, 040, 766	32, 692, 037, 900

令和6年3月末日現在 (単位:円)

借方		貸力		f		
残高	合	計	勘定科目	合	計	残高
/A ID	累計	当 月		当 月	累計	7人 同
29, 412, 440, 569	63, 828, 207, 470	1, 559, 955, 624	有形固定資産	1, 452, 043, 334	34, 415, 766, 901	
	(322, 447, 075)	(322, 447, 075)	(減価償却累計額)	(89, 409, 856)	(33, 053, 133, 423)	
722, 350, 081	756, 084, 992	9, 775, 126	無形固定資産	2, 813, 911	33, 734, 911	
344, 444, 175	3, 101, 058, 404	353, 398, 080	現金、預金	488, 478, 843	2, 756, 614, 229	
208, 113, 282	1, 089, 775, 882	116, 117, 975	未 収 金	63, 606, 293	881, 662, 600	
			前払費用			
179, 768, 384	244, 795, 866	11, 002, 600	前 払 金	59, 009, 416	65, 027, 482	
	96, 023, 524	26, 684, 051	仮払消費税	96, 023, 524	96, 023, 524	
	26, 207, 645	26, 207, 645	特定収入仮払消費税	26, 207, 645	26, 207, 645	
-1, 003, 948	110, 625	110, 625	貸倒引当金	117, 253	1, 114, 573	
	1, 343, 642, 202	1, 343, 642, 202	企業債(固定負債)	166, 700, 000	12, 529, 719, 884	11, 186, 077, 682
	830, 326	830, 326	リース債務		3, 662, 812	2, 832, 486
			引 当 金	1, 836, 032	6, 435, 348	6, 435, 348
	1, 146, 355, 569	537, 278, 234	企業債(流動負債)	1, 343, 642, 202	2, 489, 997, 771	1, 343, 642, 202
	779, 188	66, 841	リース債務	830, 326	1, 609, 514	830, 326
	1, 398, 170, 600	108, 132, 148	未 払 金	517, 032, 453	1, 822, 480, 362	424, 309, 762
	5, 034, 000		引 当 金	4, 025, 000	9, 059, 000	4, 025, 000
	9, 426, 030	780, 092	預り金	780, 092	19, 916, 530	10, 490, 500
	77, 449, 915	77, 449, 915	仮受消費税	10, 130, 468	77, 449, 915	
	27, 663, 178, 479	337, 805, 357	繰 延 収 益	326, 970, 577	43, 407, 471, 759	15, 744, 293, 280
	(27, 385, 543, 043)	(60, 169, 921)	(長期前受金収益化累計額)	(238, 856, 087)	(238, 856, 087)	
			固有資本金		535, 843, 213	535, 843, 213
			受贈財産評価額		382, 924, 793	382, 924, 793
	235, 377, 492		減債積立金		437, 158, 158	201, 780, 666
	769, 404, 534		前年度繰越利益剰余金	_	1, 471, 397, 005	701, 992, 471
	8, 000, 000	8, 000, 000	営業収益	131, 060, 650	1, 438, 857, 938	1, 430, 857, 938
	10, 067, 132	3, 579, 132	営業外収益	87, 042, 910	898, 255, 828	888, 188, 696
			特別利益	9, 091, 248	9, 091, 248	9, 091, 248
1, 823, 356, 085	1, 828, 087, 671	178, 540, 269	営業費用	4, 731, 586	4, 731, 586	
183, 606, 122	183, 606, 122	92, 817, 521	営業外費用			
540, 861	540, 861		特別損失			
32, 873, 615, 611	103, 822, 214, 529	4, 792, 173, 763	合 計	4, 792, 173, 763	103, 822, 214, 529	32, 873, 615, 611